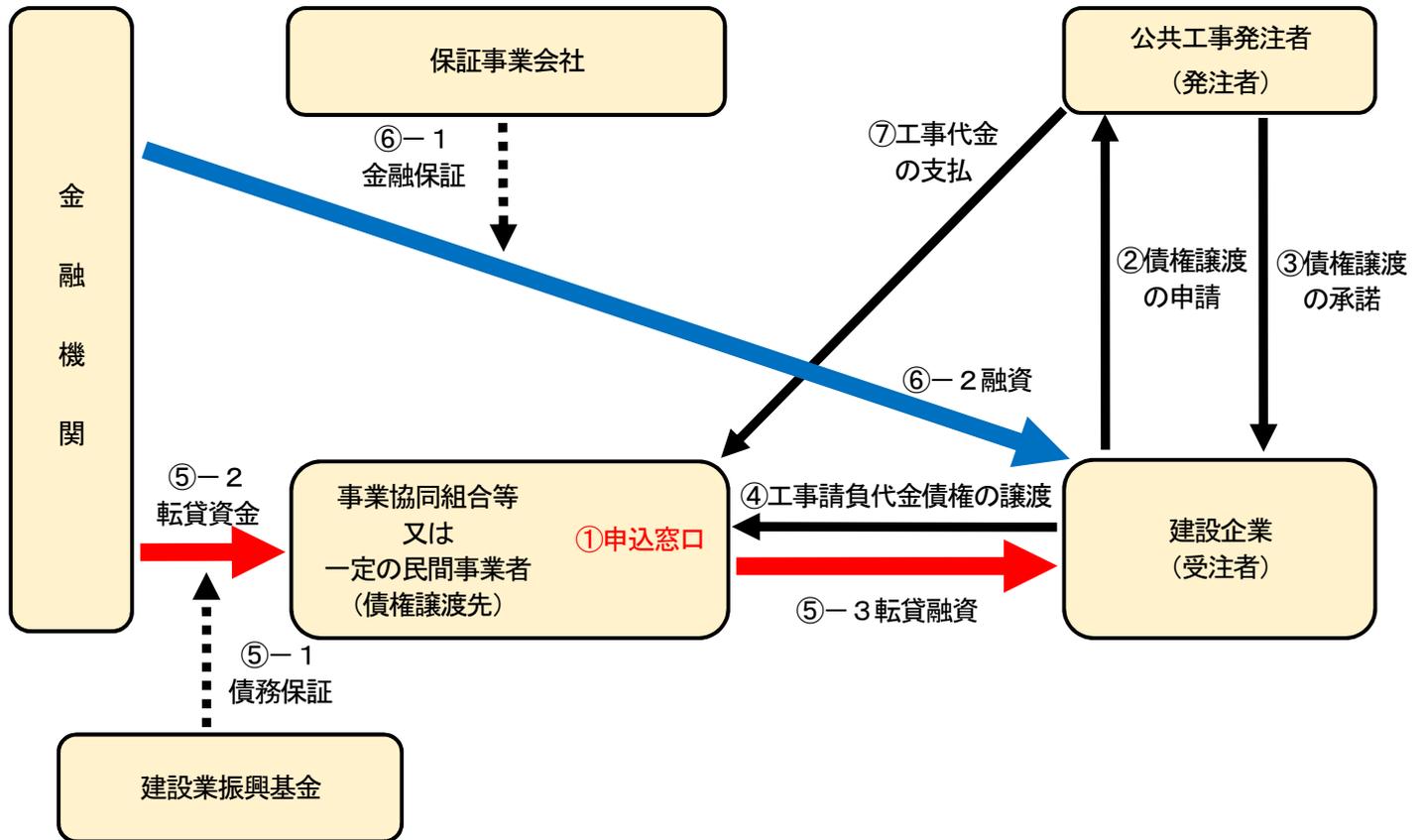


地域建設業経営強化融資制度（スキーム図）



- ①建設業者は、制度の利用にあたり、事業協同組合又は一定の民間事業者（以下「債権譲渡先」という。）に融資の申込み（債権譲渡契約証書の取り交わし）を行う。
- ②建設業者（以下「受注者」という。）は、公共工事発注者（以下「発注者」という。）に債権譲渡の申請を行う。
- ③受注者は、発注者に債権譲渡承諾を得る。
- ④受注者は、債権譲渡先に債権の譲渡を行う。
- ⑤債権譲渡先は、当該工事の出来形査定後、金融機関から転貸資金の融資を受け、受注者に転貸融資を行う。
- ⑥出来高を超える部分（未完成工事部分）は、保証事業会社の金融保証を受け、金融機関から直接融資を受ける。
- ⑦当該工事の完成確認後、発注者は、債権譲渡先に工事代金を支払う。